

(通行不能の状態にある場合の側方路線影響加算等)

[Q 6] 土地等を評価する場合において、特定非常災害による被害により側方路線等が通行不能な状態であっても、側方路線影響加算等を行うのですか。

[A]

側方路線影響加算等は、画地が正面路線以外の路線に接している場合に、その影響の度合いを加算するものです。

特定非常災害により路線の形状が崩れたり、がれきが堆積したこと等により、課税時期において側方路線等が通行不能の状態となっていたとしても、通常、その状態は一時的なものであり、がれき撤去等により路線として復旧するものと考えられるため、側方路線影響加算、二方路線影響加算、三方又は四方路線影響加算を行うこととなります。

(注) 特定非常災害以外の災害により側方路線等が通行不能の状態にある場合においても、この取扱いに準じて評価することとなります。

【関係法令等】

評価通達 15、16、17、18